

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 ... 福利・給与室 1頁

お 知 ら せ

平成21年10月30日付け三重県公報号外に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年十月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十一号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
（公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第二十条」に改める。

第四条の二第一号中「第七条の二第六項」を「第八条第四項」に改める。

第五条第二項中「第十三条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第五条の二及び第五条の三を削る。

第十条第一項各号列記以外の部分中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同項第四号中「第十一条第一項第一号」を「第二条の二第一項第一号」に改め、同項第五号中「第十一条第三項」を「第二条の二第三項」に改め、同項第九号中「第十三条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第十二条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び条例第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十二号様式のとおりとする。

2 条例第十四条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十三号様式のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第十三条 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十四号様式のとおりとする。

2 条例第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において

準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十五号様式のとおりとする。

- 3 条例第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十六号様式のとおりとする。

- 4 条例第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十七号様式のとおりとする。

（退職手当返納命令書の様式）

第十四条 条例第十五条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十八号様式のとおりとする。

- 2 条例第十五条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項又は条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第十九号様式のとおりとする。

（条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第十五条 条例第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、第二十号様式のとおりとする。

第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第十三条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第十六条 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第二十一号様式のとおりとする。

- 2 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、第二十二号様式のとおりとする。

第十二号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第12号様式 (第12条関係)

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第12条第1項}第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第13号様式 (第12条関係)

(表面)
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第14条第1項}の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給し^{第14条第2項}ないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勸案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

第14号様式 (第13条関係)

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	
(退職年月日)	年 月 日	年 月	

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第15号様式 (第13条関係)

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	
(退職年月日)	年 月 日	年 月	

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第十六号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に、「第13条第2項」を「第19条第3項」に改め、同様を
第二十三号様式とする。

第十五号様式の次に次の七様式を加える。

第16号様式 (第13条関係)

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
		(勤続期間)	年 月

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第17号様式 (第13条関係)

(表面)
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、三重県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の勤務学校名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、公立学校職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第18号様式 (第14条関係)

(表面)
退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

第19号様式（第14条関係）

（表面）
退職手当返納命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（公立学校職員の退職手当に関する条例第15条第1項第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。

第20号様式 (第15条関係)

(表面)

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

三重県教育委員会は、この通知が到着した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除きます。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

第21号様式 (第16条関係)

(表面)
退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

第17条第1項

公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一
第17条第3項

般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第17条第1項 (公立学校職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第3項	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。

第22号様式 (第16条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

公立学校職員の退職手当に関する条例^{第17条第4項}の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一^{第17条第5項}般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県教育委員会となります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(公立学校職員の退職手当に関する条例 ^{第17条第4項} の規定により控除される失業者退職手当額) ^{第17条第5項}	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。

(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和二十九年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二号)の
一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二十
一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中「第七条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める。

(公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第一号)の一部を次のよう
に改正する。

第五条第二項第六号中「第七条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める。

(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年^{三重県人事委員}
^{三重県教育委員}
会規則
会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号り中「第七条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める。

(平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第六条 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年^{三重県}
^{三重県}
人事委員会規則
教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号り中「第七条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社